



平成 20 年 5 月 8 日

各 位

会社名 高千穂電気株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 櫻井 恵
(コード番号 2715 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長兼 CFO 磯上 篤生
(TEL 03-3454-3526)

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新のお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 22 日開催の平成 19 年 3 月末日までの事業年度に係る定時株主総会(以下、「前定時株主総会」といいます。)において、有効期間を平成 20 年 6 月 20 日に開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとして、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「旧施策」といいます。)を導入しております。

その後、本定時株主総会の終結の時をもって、旧施策の有効期間が満了を迎えることから、前定時株主総会後の法令等の改正を踏まえて更なる検討を加えた結果、当社は平成 20 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針をあらためて決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会において承認が得られることを条件に、旧施策につき所要の修正を行い(以下、修正された買収防衛策を「本施策」といいます。)更新することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、決議にあたっては、当社監査役 3 名（3 名とも社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。なお、平成 20 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。加えて、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

本施策は当該株主総会の承認が得られた場合には、平成23年6月に開催予定の定時株主総会の終結時まで継続いたします。それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の意思を確認させていただくことを予定しております。

第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、エレクトロニクス業界において、総合電機通信メーカー等の製品製造上必要な多岐に渡る部材等を提供し、ものづくりに貢献することで、専門商社として発展してまいりました。現在は、約3,000社の得意先（顧客）と約2,000社の仕入先を背景に、伝統的商社機能のほか、マーケティング情報及び技術情報収集機能、物流機能（顧客密着の展開をしております各営業拠点には、倉庫を併設することを基本としており、得意先へのjust in timeの納入サービスを提供しております。）、更には、得意先の購買物流機能の代行、得意先毎の基準を考慮した品質・環境マネジメント機能を有しております。これらを活用することにより、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

昨今のエレクトロニクス業界は、製品の高機能化やライフサイクルの短期化、価格競争、多品種少量生産、部品点数の削減という事情を背景に、各エレクトロニクスメーカーの要求は多様化してきており、当社グループの販売も、これら得意先であるエレクトロニクスメーカーの開発段階から個別の仕様として要求される部材や個別の設計に適合して複数の部品を組み込んだモジュール等、所謂「カスタマイズ品」の販売比率が急速に高まってきております。このような事情に対応するため「開発部」（全社的なマーケティングセンター）の機能を強化し、部内に分野別のスタッフを配するとともに、各営業拠点から得た得意先の製造製品情報の集約、得意先の開発拠点・担当者の把握、得意先への提案の基礎となる各種仕入先の発掘・管理を体系的に行い、得意先ごとの固有の課題に対応した提案が可能となる体制を強化しております。また、「購買物流サービス室」においては、得意先の購買部門を代行することにより、発注先選定・部材発注・納期管理・入庫管理・部材の検収・在庫管理・代金支払等の購買業務、配送先別仕分け・配送手配・入庫管理・部材の検収等の物流業務を一括して請け負う業務を行っており、「環境・品質保証室」においては、環境基準適合部材の供給の為の、検査・保証・検品等のリスク管理及びマネジメントを行っております。

一方、仕入先に対しては、得意先に関する情報を収集・分析し提供することで当社グ

グループがマーケティング・営業機能を代替し、得意先からの資金回収や与信機能も受け持つことで、仕入先の営業・間接部門費の圧縮、つまりコストダウンにも貢献することで関係を強化し、得意先への商材の安定的な供給を確保しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えております。

このように、当社グループは、広範囲なステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた1つの帰結として、その企業価値は、ステークホルダーとの強固な信頼の基に成り立っており、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えておりますが、最近、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという事例が見られるようになっております。もちろん、当社は、このような大規模買付けであっても株主や得意先、仕入先、地域、社会、従業員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。

しかし、大規模買付者の行う大規模買付行為は、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かを、最終的に株主の判断に委ねるべきものです。大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも必要であると考えています。このような状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準

備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

第2 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

当社グループは、事業環境の変化を取り入れるべく毎年ローリング方式にて中長期計画の策定及び見直しを行っております。最近の計画においては、以下の点を重点施策として前年度計画より継続的に取り組んでおります。

①得意先の様々なニーズを捉えるマーケティング力の更なる強化

得意先の最終消費者の多様な要求、嗜好に基づく、得意先からの製品設計上の様々なニーズを満たすべく営業各部門が得た情報を「開発部」を中心に分析したうえで共有化し、全社的戦略・戦術の策定力の強化を図ってまいります。

②得意先を取り巻く環境の変化をいち早く察知し営業展開を図る

得意先エレクトロニクスメーカーの生産体制のグローバル化に対応して、営業拠点及びその他ネットワーク整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工会社等も含めた営業体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。中国を中心としたアジア地区での営業活動には引き続き注力しながらも、欧米地区においても強化を図ってまいります。

③業務管理の画一化を推進する。

各海外現地法人のオペレーションの安定による業務管理の画一化による内部統制の強化並びに販売費及び一般管理費等のコスト削減努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理を始めとした各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強、人材の育成にも注力してまいります。

また、当社は株主に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、配当性向（連結）を平成19年度より25%から5%引き上げ、30%とすることを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、従来通り今後予想される経営環境の変化に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

I. 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

2. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、別紙1記載のとおり、平成20年3月31日現在、当社の把握する限り、当社役員等によって当社の発行済株式数の約33%が保有されておりますが、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、現時点の大株主である高千穂電気社員持株会は持分の多い社員の引き出し及び退会等により減少していく傾向にあります。さらに、当社グループが今後成長していく過程では資本市場からの資金調達をする可能性もあり、その場合には各株主の持株比率が希釈化されることとなります。これらの事由に鑑みると、当社の発行する株式の流動性は更に増し、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を設定しておりますが、本定時総会以降も継続するべきと考えるに至ったものであります。

II. 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記 2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記 2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記 3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社

代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近 3 ヶ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後 3 年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において

真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

- ⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から**60**日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は**90**日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等について検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

(3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は**3**名以上**5**名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会

による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告します。

①大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記 2.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記 3(2)①）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

③大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記 3(2)②）を具備しているかについて検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会は、上記事項について取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。本施策導入後の独立委員会規則の概要は別紙 2 をご参照ください。

なお、独立委員会は、現任の要員である社外監査役 2 名及び社外有識者 1 名を加えた合計 3 名により引き続き構成される予定です。その委員候補者の氏名及び略歴は別紙 3 のとおりです。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の募集事項の概要は、別紙 4 に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断したときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。

- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買い付けで全株式の買い付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買い付けを行うなど、当社株主の皆様にご当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
- (vii) 買い付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適當な買付である場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、また、外部専門家等の助言も受けつつ、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者

が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、一旦、対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、又は(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

- ①大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付が存しなくなった場合
- ②事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記(2)②記載の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、本定時株主総会において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得る予定であり、有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成23年6月開催予定。)の終結時までとします(但し、当該定時株主総会終結時点で大規模買付者が出現している場合には、当

該大規模買付者に対する措置としてその効力が存続するものとします。)

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主不利益を与えない場合を含む。）することができるものとし、当社の株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成 20 年 5 月 8 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

III. 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記 I に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記Ⅱに述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記Ⅱにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 株主意思の反映

前記Ⅱの4.に述べたとおり、本施策は、株主の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得て導入することが予定されており、上記の定時株主総会において出席株主の過半数の賛成を得られなかった場合には、本施策は導入いたしません。また、本施策の有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結までとし、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の意思を確認させていただくことを予定しております。また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅱの3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅱの3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手

続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

IV. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要が

あり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株あたりの株式の価値の希釈化は生じないため、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

当社株式の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

- ・発行可能株式総数 59,000,000 株
- ・発行済株式総数 18,835,800 株
- ・株主数 7,147 名
- ・大株主の状況

順位	氏 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
1	櫻井 恵	2,035	10.80
2	株式会社エスプランニング	1,812	9.62
3	高千穂電気社員持株会	1,613	8.56
4	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	909	4.82
5	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	573	3.04
6	竹田 和平	550	2.91
7	ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 505025	458	2.43
8	ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリー ティー クライアantz	360	1.91
9	株式会社三井住友銀行	320	1.69
10	高千穂電気株式会社	309	1.64

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から選任後に開催される次の定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1)委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価の上、委員会としての決定を行い、その決定の内容及びその理由を当社取締役会に勧告する。

- ①大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項

(2)委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ①大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ②当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
- ③前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

(3)委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として指

示することができる。

- ①大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ②大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表
- ③大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
- ④大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1)委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2)委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者略歴

本施策導入時の独立委員会の委員は、以下の 3 名とする予定です。

水上 洋（みづかみ ひろし：昭和 43 年 5 月生）

【略 歴】

平成 7 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
（現在に至る）
平成 14 年 6 月 当社監査役
（現在に至る）
平成 19 年 6 月 当社独立委員会委員
（現在に至る）

- 注 1. 水上 洋氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

関 聡介（せき そうすけ：昭和 41 年 6 月生）

【略 歴】

平成 5 年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
（現在に至る）
平成 15 年 6 月 株式会社昭文社監査役
（現在に至る）
平成 16 年 1 月 銀座プライム法律事務所開設
平成 19 年 6 月 当社監査役
（現在に至る）
当社独立委員会委員
（現在に至る）

- 注 1. 関 聡介氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

中村元彦（なかむら もとひこ：昭和40年12月生）

【略 歴】

平成 2 年 10 月	太田昭和監査法人（現 新日本監査法人）入所
平成 6 年 8 月	公認会計士登録 （現在に至る）
平成 7 年 8 月	中村公認会計士事務所設立
平成 19 年 6 月	当社独立委員会委員 （現在に至る）

- 注 1. 中村元彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、これまで当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注8）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注9）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これらの①ないし⑤に該当する者の関連者（注10）（以下、これらの者を総称して「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

（注8）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注9）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注10）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。